

# ふくおか

NO.38

令和7年2月発行

## 特集 『ギャンブル等依存症』について

### ●ギャンブル等依存症とは

「ギャンブル等にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」を指します。

ギャンブル等の欲求が病的に強く、一時的にやめることはできても、またやってしまい、やめられなくなる病気です。ご本人の「甘え」や「怠け」に見えてしまうこともあります。決してそうではなく、脳の機能不全であり、病気の症状によるものです。「意志が弱い」、「だらしない」といった性格によるものではありません。

### こんな変化はありませんか？

#### 「ギャンブル等依存症セルフチェック (LOST)」

- ギャンブルをするときには予算や時間の制限を決めない、決めても守れない (Limitless)
- ギャンブルに勝ったときに、「次のギャンブルに使おう」と考える (Once again)
- ギャンブルをしたことを誰かに隠す (Secret)
- ギャンブルに負けたときに、すぐに取り返したいと思う (Take money back)

最近1年間のうち、2つ以上あてはまることがあったら、要注意です。

→ギャンブル等依存症の現状と支援について、P2、P3をご参照ください。

### 【福岡県の取り組みについて】

福岡県では、令和2(2020)年に「福岡県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定し、ギャンブル等依存症の知識の普及、相談体制や医療提供体制の整備などに取り組んでまいりました。

特に近年では、

- ・インターネット投票による依存症対策の充実
- ・ギャンブル等依存症からの回復に関わる相談機関や医療機関、自助グループなどの多機関が連携した支援体制の整備

に力を入れており、より早期に適切な支援につなげることを掲げ、取り組みを進めています。

## INDEX

◆「ギャンブル等依存症」について .....	1
◆ギャンブル等依存症の現状と支援について .....	2
◆福岡県精神保健福祉センターの事業紹介 .....	4
◆トピックス、報告 .....	6

# ギャンブル等依存症の現状と支援について

## ●本県のギャンブル等依存症が疑われる者の推計は約7万6千人

ギャンブル等の開始年齢は20歳前後が多くなっているため、高校生や大学生、新社会人となる時期からの働きかけが重要です。また、公営競技のインターネット投票の割合も高水準で推移しています。

ギャンブル等依存症を予防するため、特に若年層及びその家族に対する正しい知識の普及やインターネット投票による依存症対策を促進することが必要です。

## ●ギャンブル等依存症によって生じる恐れがある様々な問題

### ①多重債務

賭け金を確保するために、借金を重ねることで多重債務を抱えることになる場合があります。

### ②生活困窮

賭け金を確保するために、生活費を使い込むことで生活困窮に陥る場合があります。

### ③配偶者等への暴力(DV)、児童虐待

賭け金を確保するために、家族など大切な人の信頼を裏切ったり、家族に対する身体的暴力や生活費を渡さないなどの経済的暴力、子どもに必要な教育を受けさせないといった虐待を行うなど、家庭問題に発展する場合があります。

### ④犯罪

賭け金の確保を目的とした、窃盗(家庭内での窃盗も含む)、詐欺等の犯罪に至る事例も見受けられます。

### ⑤自殺

ギャンブル等による金銭問題や健康状態の悪化、家族・友人との不和など様々な要因によって精神的に追い込まれ、自殺に至るケースがあります。また、国の自殺総合対策大綱では、うつ病、アルコール依存症、ギャンブル等依存症などのハイリスク者対策を推進し、「適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする」ことが重点施策とされています。

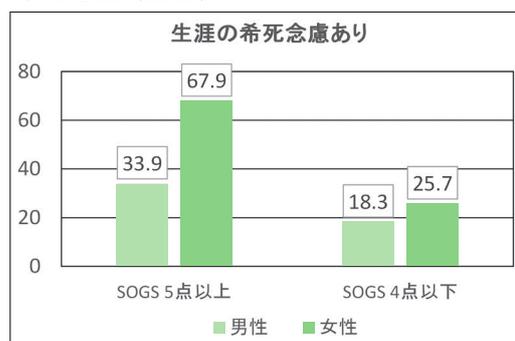
## ギャンブル等依存症と自殺リスクについて

全国調査によると、ギャンブル等依存症の疑いがある群<sup>\*</sup>では、希死念慮(自らの命を絶つことについて考えたり反芻したりすること)があると回答した人の割合が、男性で33.9%、女性で67.9%という調査結果が出ています。

ギャンブル等依存症の支援にあたっては、ギャンブルそのものだけでなく、心理社会的支援を行うことが重要です。

<sup>\*</sup>日本語版SOGS (South Oaks Gambling Screen) 5点以上で「ギャンブル等依存症の疑いあり」。

### 希死念慮(生涯)



男性:  $\chi^2(1)=19.8, p<0.0001$   
女性:  $\chi^2(1)=25.6, p<0.0001$

国立病院機構久里浜医療センター「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」より抜粋。

## 福岡県精神保健福祉センターのギャンブル等依存症への支援

一人で抱え込まず、相談することが大切です。ご家族のみの相談も可能です。  
回復への道筋を一人で作るのは難しいので、一緒に考えていきましょう。

### (1) ギャンブル依存症回復支援プログラム

同じ悩みを抱える仲間と一緒に、ワークブックを用いて以下について学びます。

- ①自身のギャンブル等の問題の整理
- ②ギャンブル等依存症の理解
- ③再発防止に向けた具体的な対処と今後への構え

学んだことを日常生活の中で実践に移していくことで、ギャンブル等にたよらない生活の実現を目指します。

### (2) ギャンブル依存症家族教室

「どんなふうに接したらよいか分からない」「振り回されたくない」など、ご家族のギャンブルの問題でお困りの方はいらっしゃいませんか？

家族教室では、ギャンブル等依存症の基本的な知識や対処方法について学びます。



### (3) 自助グループ

※ チラシは福岡県のホームページに掲載しています。

本人やご家族の中で、ギャンブルの問題を振り返ったり、自身の気持ちを話したりする場として、自助グループを利用される方もいらっしゃいます。※詳細は下記からご確認ください。

GA (ギャンブラーズ・アノニマス) : 本人のためのグループ  
URL : <https://www.gajapan.jp/jicab-ga.html>

GAM-ANON (ギャマノン) : 家族のためのグループ  
URL : <https://www.gam-anon.jp/home>

## 福岡県作成 ギャンブル等の問題で悩んでいる方に向けた啓発資料

福岡県では、ギャンブル等依存症に関する知識の普及と将来にわたるギャンブル等依存症の発生を予防するための啓発資料を作成しました。

ギャンブル等の問題でお困りのご本人、ご家族の方々はもちろん、学校関係者、企業・団体等の職員の方々、新たに社会人となる方々もぜひご覧ください。

〈成人向け〉



〈学生向け〉



〈啓発動画〉



誰でもなりうる  
可能性があります。  
ぜひご覧ください！

↓動画はこちらから視聴できます。



※ 詳細は福岡県のホームページに掲載しています。

# 福岡県精神保健福祉センターの事業紹介

## 心の健康相談

こころの健康、こころの病気に関するご本人やご家族、身近な方からのご相談を、精神科医、保健師、心理士等の相談員が電話や面談で伺います。



### ○精神保健福祉相談

「精神的な病気ではないかと心配している」「こころの病気に関する医療機関や自助グループを探している」ときなどにご利用いただく相談窓口です。

【受付時間】月～金 8:30～17:15 【TEL】092-582-7500

### ○心の健康相談電話

悩みなどの話を聞いてほしい方のための専用電話です。

【受付時間】月～金 9:00～16:00 【TEL】092-582-7400

### ○専門相談（来所・予約制）

▶ アルコール・薬物相談（ギャンブル等依存症含む） 第1～4火曜日 9:00～12:00  
薬物やアルコール等の依存症でお悩みのご本人やご家族の相談に応じます。

▶ 思春期精神保健相談 第1・3木曜日 9:00～12:00  
思春期のこころの問題でお悩みのご本人やご家族の相談に応じます。

【予約受付時間】月～金 9:00～17:15 【TEL】092-582-7500

## ギャンブル依存家族教室

◇第4月曜日：14:00～15:30

- ・ギャンブルの問題でお困りのご家族を対象にした教室です。
- ・ギャンブル等依存症の基本的な知識や対応方法についての学びや、家族同士の分かち合いの場となっています。
- ・年2クール（1クール3回）、クール途中からの参加も可能です。
- ・初参加の方は事前にお申し込みください。

※NPO法人ジャパンマック（依存症回復支援施設）に委託し実施しています。

## ギャンブル依存回復支援プログラム

◇第4月曜日：14:00～15:30

- ・ギャンブル等の楽しみ方を改めたいと願うご本人の方を対象としたプログラムです。
- ・同じギャンブル等の悩みを抱える仲間と一緒にギャンブル等に頼らない生き方を取り戻すことを目指します。
- ・年2クール（1クール5～6回）、クール途中からの参加も可能です。
- ・事前にも面談を行います。まずはお電話ください。

※NPO法人ジャパンマック（依存症回復支援施設）に委託し実施しています。



申し込み・問い合わせ先 【TEL】092-582-7500



## 薬物依存家族教室

◇第4木曜日：14:00～16:00

- ・薬物依存の方がいらっしゃるご家族を対象にした教室です。
- ・年2クール（1クール6回）、クール途中からの参加も可能です。
- ・初めて参加される方は事前にお申し込みください。

## 薬物依存回復支援プログラム

◇第1・3水曜日：午後

- ・薬物依存から回復したいご本人の方を対象としたプログラムです。
- ・このプログラムは薬物の再使用を防止するための具体的方法を学ぶものです。
- ・安心できる場で仲間との交流を通して回復を支援します。
- ・事前にも面談を行います。まずはお電話ください。

## 福岡県地域自殺対策推進センター（福岡県精神保健福祉センター内）

地域の状況に応じた自殺対策を総合的かつ効率的に推進する拠点です。

### 業務概要

- 1 自殺に関する情報の収集等
- 2 県および市町村の自殺対策計画支援
- 3 関係機関のネットワーク構築
- 4 市町村および民間団体が行う自殺対策事業への支援
- 5 人材育成研修の開催
- 6 市町村における自殺未遂者および自死遺族等支援に対する助言等

予約・問い合わせ先  
【TEL】 092-582-7500

## 自死遺族のための法律相談

福岡県内にお住まいで、自死により近い人を亡くされた方を対象に、相続、借金補償問題など、自死に伴い生じる法律問題について、弁護士が面接による法律相談をお受けします。個人情報を守られますので、安心してご相談ください（福岡県内に在勤・在学している方もご利用いただけます）。

**日時** 毎月第4火曜日 13:30～16:30（予約制）

**場所** 福岡県精神保健福祉センター

**費用** 無料

予約・問い合わせ先  
【TEL】 092-582-7500

## 福岡県ひきこもり地域支援センター（福岡県精神保健福祉センター内）

ひきこもりに関する相談に、ひきこもり支援コーディネーターが対応しています。

○相談（電話、来所、訪問・同行、オンライン） 月～金 9:00～17:00  
【TEL】 092-582-7530

○フリースペース「ねすと♪たまゆら」

第2・4火曜日 14:00～16:00

ひきこもり状態にある方が、家から一歩踏み出し、人との関わりや様々な体験ができる場を提供しています。  
楽しいイベントを企画しています。

○家族のつどい 第3木曜日 14:00～16:00

ひきこもりについて正しく理解し、本人への言葉かけの工夫などを学びます。  
外部講師による講話の実施、参加者同士の交流や語らいの場の提供を行っています。

クリスマス会をしたり、お菓子を作りました♪



（写真：フリースペース活動）

## 福岡県ひきこもり地域支援センターサテライトオフィス

筑豊および筑後サテライトオフィスで、ひきこもり支援コーディネーターが相談に応じています。

○相談（電話、来所、訪問・同行、オンライン） 月～金 9:00～17:00

筑豊サテライトオフィス（田川市猪国2559 いいかねPalette）

【TEL】 0947-45-1155

筑後サテライトオフィス（久留米市長門石3丁目10-34 ニューグリーンビル1階）

【TEL】 0942-37-2280

※サテライトオフィスは、社会福祉法人グリーンコープに委託しています。

# トピックス

## 健康に配慮した飲酒に関するガイドラインについて

厚生労働省が、令和6年2月に正式決定をした「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」は、飲酒に伴うリスクを周知し、健康障害を防ぐための初めての指針となります。

- |                              |   |
|------------------------------|---|
| ① 量が少ないほどリスクは低い              | ・ 飲酒量が少ないほど、飲酒によるリスクは少なくなる。飲酒量は純アルコール(g)で把握する。                                  |
| ② リスクが高い女性・高齢者・20代の若者・お酒に弱い人 | ・ 女性は男性に比べて少ない量で依存症や肝硬変になりやすい、若者は脳が発展途上であるためアルコールの害を受けやすいなど。                    |
| ③ 健康面だけでなく「行動面」のリスクに注目       | ・ ノコギリや草刈り機などの危険を伴う機器の利用、高所での作業、他人とのトラブルや暴力、ノートパソコンやUSBメモリの紛失など。                |
| ④ 避けてほしい飲み方                  | ・ 20歳未満の飲酒、酒気帯び運転、妊娠・授乳中の飲酒など重大な禁止事項。また、一時多量飲酒、飲酒の強要、不安や不眠の解消のための飲酒など避けてほしい飲み方。 |
| ⑤ お酒とのつきあい方を見直そう             | ・ AUDIT(※)等を参考に自分の飲酒状況を把握すること、あらかじめ量を決めておくこと、食事をしながら飲むこと、休肝日を設けることなど。           |

(※) 飲酒行動の問題を早期発見・改善につなげるためのスクリーニングテスト  
(出典：特定非営利活動法人ASK ASK通信95号.2024)



New

## 自転車の酒気帯び運転の罰則について

令和6年11月1日から、道路交通法の改正に伴い「自転車の酒気帯び運転」が新たに罰則の対象に追加されました。

違反すれば、3年以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられます。これまで、酩酊状態での酒酔い運転のみが罰則の対象でしたが、今回酒気帯び(一定のアルコール濃度を超える状態)も対象となります。また、飲酒運転を助長する行為にも罰則が追加されており、飲酒を促した人や自転車を提供した人にも同様の処罰が適用される点に注意が必要です。



New

## 精神障害者保健福祉手帳の割引制度の追加について

令和7年4月1日からJRグループにおいて、精神障害者割引制度が新たに導入されます。

- ・ ご利用にあたっては、手帳に「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額 第1種又は第2種」の表記が必要です。(表記がない方は市町村窓口で記入してもらってください)
- ・ 顔写真のない手帳は割引を受けられません。

\*くわしい割引内容や切符の購入方法についてはJR窓口へお問い合わせください。



## 能登半島地震における福岡県のDPAT先遣隊の活動について

災害時、発災直後の病院(入院患者)支援と、被災者及び災害支援に邁進している方々への医療支援、業務支援とこころの健康支援のために、災害派遣精神医療チーム(DPAT)の制度があります。

令和6年1月1日に発生した震源M7.6、最大震度7の「令和6年能登半島地震」において、福岡県は石川県及び厚生労働省からの派遣要請に応じて、医療機関の職員で構成するDPAT先遣隊を現地に派遣しました。各チームの活動は、南ヶ丘病院(令和6年1月11日~14日)、九州大学病院(同18日~21日)、福岡大学病院(同21日~24日)、福岡県立精神医療センター太宰府病院(同24日~27日)及びのぞえ総合心療病院(同24日~28日)です。厳しい環境の中での活動に感謝します。

犠牲になった方々のご冥福をお祈りするとともに、ご苦勞をされた方、現在も復興への道を進んでいる方々に思いを馳せます。